

令和5年10月10日

清川村長 岩 澤 吉 美 殿

清川村総合計画審議会
会長 城 所 英 樹



第4次清川村総合計画基本構想（案）について（答申）

令和5年8月3日付、5清政推発第1250001号で諮問のありました標記のことにつきまして、慎重に審議を行った結果、別紙の意見を付して答申します。



基本構想(案)に対する意見

- 将来目標人口の目標年次は10年後ですが、10年後というと、現在の中学生の子どもたちが社会人となり、家族を築いている時期でもあることから、一度村外に出た子どもたちが、村の住みやすさや子育てのしやすさを実感してもらえるような施策展開の手法を検討いただくよう要望します。
- 本計画の策定にあたり実施した中学生ワークショップは良い取り組みであり、子どもたちも自分の意見が採用されることで村のことを考える大きな一歩となると考えられることから、未来ある清川っ子の声にも耳を傾けながら、施策の方向性を決定していただくよう要望します。
- 転入者の中には、街中から離れて自然の中での暮らしを求めて来られるという方も多くいます。自然の景観や自然からの恵を大切にしながら、より住みやすい村づくりを期待します。
- 自然を保全するうえでは、生態系の保全も重要な視点であると考えます。しかしながら、村民が安全に、安心して生活を送るためには、野生動物との棲み分けが重要であることから、鳥獣被害防止の視点からも適切な土地政策を進めていただくよう要望します。
- 人と自然の共存という視点を重視し、本来あるべき自然の姿を維持しつつも、その中に人が暮らし、農業・林業などを行いながら、豊かに幸せを感じられる村づくりを期待します。
- 支え合いや助け合いが難しい社会になりつつあることが現代の課題であることから、地域力・コミュニティ力の向上に加え、村外からの力を借りながら、地域における課題解決力の向上に取り組むよう要望します。
- 行政と住民が協働するためには、しっかりとした職務の切り分けが必要ですが、そのうえで、住民の自由でクリエイティブな活動を側面から支える役割を示していただくよう要望します。
- 清川村民憲章は、制定以降、変わらない理念として受け継がれているものの、現代社会と合致していない記述もあることから、部分的に見直しを行うことも検討していくべきと考えます。